

「海外企業等の招聘に係る旅行手配等業務」仕様書

1 目的

国際金融機能誘致の一環として、海外の誘致対象企業等の招聘を実施するにあたり、本招聘に係るチケット手配やイベント企画等を手配するもの。

2 業務内容

以下について手配するもの。

【旅行期間】令和8年3月1日（日）～令和8年3月3日（火）

【予定人員】11名

※催行にあたっては、参加者数の増減、一部または全部の参加者の航空券日程・泊数の変更が生じる可能性がある。

（1）航空券

- ・航空運賃はエコノミークラスの金額を見積もること
- ・往路は3月1日（日）羽田空港出発・福岡空港着とすること
- ・復路は3月3日（火）福岡空港出発・羽田空港着とすること

（2）宿泊先ホテル

- ・令和8年3月1日（日）～2日（月）の2泊分手配すること
- ・企業・団体の代表のビジネス滞在用として適切な宿泊先とすること
- ・ホテルの場所は福岡市天神地区とすること

（3）福岡視察ツアー

- ・本項目の参加者については、上記予定人員11名+2名（随行県職員）の合計13名として手配すること。
- ・3月1日（日）午前福岡空港到着後、以下の行程の福岡の視察ツアーを企画すること
- ・12:00 福岡空港出発（ツアー開始）※バス1台（中型）での移動
→ 昼食
→（福岡都市圏のコワーキングスペース、その他視察スポット等周遊）
※海外客向けのコース
→17:00～18:00頃天神地区のホテルで解散
- ・英語対応可能なツアーガイドを添乗させること

（4）会場手配

- ・3月2日（月）9時から15時
- ・「ワン・フクオカビル6階イベントスペース（SKYLOBBY SQUARE）とする」
(会場利用料金見積もりの際、予約の有無は問わない)。
- ・また、以下の付属設備等も手配すること
音響・照明設備（1式）、マイク（1本）、ハイテーブル（1台）、
ポータブルステージ（4台）、受付用・ケータリング設置用テーブル（5台）、
長机（5台）、椅子（47脚）
- ・会場使用料も含め、見積もりにあたっては以下の料金表を参照すること。

●料金表（全て税別料金）

会場使用料	6時間	348,000円
音響・照明設備	1式	20,000円
マイク（ワイヤレスハンドマイク）	1本	3,000円
ハイテーブル	1台	2,000円
ポータブルステージ	1台	4,000円
受付用・ケータリング設置用テーブル	1台	200円
長机	1台	200円
椅子	1脚	100円

（5）ケータリング手配

- ・3月2日（月）上記（4）イベントにおいて、13時から実施予定の交流会で提供できるよう手配すること
- ・立食用軽食、飲み物（ソフトドリンク）を提供すること
- ・一部ヴィーガン対応のメニューも提供すること
- ・40名程度で税込み総額10万円程度を目安とすること

3 業務実施期間

委託契約締結日から令和8年3月3日（火）までとする。

4 成果物

- （1）飛行機搭乗に必要な書類（予約控え等）
- （2）業務報告書（航空券・ホテル・会場手配内容等）

5 再委託の取り扱い

- （1）受託者は、事前に県の承認を得たうえで、必要に応じて委託業務の一部を第三者に委託することができる。
- （2）本仕様書に定める事項については、受託者同様、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

6 契約の解除

県は、受託者が以下のいずれかに該当する場合、本委託契約を解除することができる。なお、詳細は業務委託契約書において定める。

- （1）法令または契約に違反した場合
- （2）虚偽の報告をした場合
- （3）県の指示に従わなかった場合
- （4）受託者の破産等、本業務を適正に実施することが困難であると県が判断した場合

7 支払方法

- （1）成果物等の検査完了後、受託者は県に請求書を提出する。
- （2）県は、請求書を受け取り次第、速やかに支払い処理を行う。

8 個人情報の取扱い

業務の実施にあたっては、契約書（案）別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

9 その他留意事項

- (1) 本業務にあたっては、県と十分に協議を行ったうえで、関連する法令等を遵守し、公序良俗に反することの無いよう実施しなければならない。
- (2) 本業務の実施により、受託者が得た成果に係る著作権は福岡県に帰属する。ただし、成果物中、受託者が従来権利を有していた、同種著作物に共通に利用される著作権、アイデア、概念、ノウハウ、方法論、手順及び技術等（当該業務により新たに取得したものを除く。）に関する権利は、受託者に留保されるものとする。
- (3) 仕様書に定めのない事項および疑義を生じた場合は、県と受託者は別途協議する。
- (4) 本業務を実施するための経費は受託者の負担とする。
- (5) 受託者が本業務を実施するにあたり、故意または過失により第三者に損害を与えた時は、受託者が当該損害賠償責任を負う。

10 実績報告

令和8年3月31日までに、事業実績報告書(任意様式)を提出して、検査を受けること。

なお、事業実績報告書には次の項目を含まなければならない。

- ・委託業務の実施内容
- ・委託業務収支決算(計算)書
- ・委託業務に係る支出の費目別内訳
- ・その他、実施事業の説明に必要と考えられる資料

11 担当部署

福岡県商工部企業立地課（国際金融班）

TEL : 092-643-3499

Email : int-finance@pref.fukuoka.lg.jp